

株 主 各 位

大阪市住之江区平林南二丁目10番60号

永大産業株式会社

代表取締役社長 大道 正人

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成28年6月27日（月曜日）正午までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第82期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第82期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集通知添付の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<http://www.eidai.com>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による政策効果や円安等に伴う企業業績の拡大、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調を維持しました。しかしながら、中国を始めとする新興国の景気減速や資源国等の経済悪化により、わが国の景気が下押しされるリスクがあり、先行きには不透明感が残りました。

住宅業界におきましては、経済の緩やかな回復基調の中で、住宅取得資金贈与の非課税枠拡大など、政府による住宅取得支援策も加わり、住宅需要は持ち直しの動きが見られました。その結果、新設住宅着工戸数は、920千戸（前年度比4.6%増）となりました。

このような状況の中、当社グループでは、他社にはない独自の製造技術を活かした差別化製品を開発し、デザインや機能など多様な顧客ニーズを取り入れた新製品を市場投入することにより、当社の強みである住宅資材事業でのシェア拡大を図りました。特に、シニアマーケットや中古住宅・リフォーム市場といった成長市場への取組を一層強化しました。シニアマーケットへの取組においては、シニア世代の身体機能の変化に配慮した「セーフケアプラス」製品群の提案活動に注力し、販売を推進しました。

また、平成27年5月には集客力のある横浜ランドマークタワーに横浜ショールームを新設したほか、梅田ショールーム及び広島ショールームをリニューアルしました。これらのショールームでは、フローリング、室内ドア及びキッチン等の豊富な展示に加え、お客様が日々の生活をイメージしやすいモデルルームを新たに設けました。

さらに、海外事業の拡大に向けて、平成27年5月にインドネシアにジャカルタ駐在員事務所を開設したほか、海外事業部傘下の営業課を中心にASEAN諸国での営業活動を開始しました。

しかしながら、前半の厳しい事業環境によって、当連結会計年度の売上高は61,799百万円（前連結会計年度比3.2%減）、経常利益は2,063百万円（前連結会計年度比17.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,290百万円（前連結会計年度比49.7%減）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

(住宅資材事業)

建材分野では、表面化粧材に高級銘木を使用した「森の逸品、銘木フローリング『銘樹』」の拡販に注力しました。また、この「銘樹」とカラーコーディネートできる室内階段「銘樹(ツキ板化粧階段)」の拡充を図りました。さらに、室内階段では、省施工タイプの「スライド幅木」や廻り階段向けの「廻り用くさび」を発売し、建築現場における施工時間の短縮に配慮しました。

内装システム分野では、多彩でデザイン性に富んだ室内ドア「トラディショナルモード」によって新たな顧客層を開拓し、「アルティモード」、「アーバンモードα」シリーズとのシナジー効果により、過去最高の年間販売本数を達成しました。また、住空間を有効に活用できるコンパクトで機能的な収納製品の開発に注力しました。

住設分野では、収納スペースを広げるとともに、害虫の侵入防止機能や抗菌シートで衛生環境に配慮したシステムキッチン「ハイル」を発売しました。また、リビングとの一体感を重視したシステムキッチン「ピアサス S-1 ユーロモード」のプラン拡充を図りました。

(木質ボード事業)

木質バイオマス発電の普及に伴い、パーティクルボードの原料となるチップ価格の上昇が今後も見込まれるため、チップ処理設備の増強によって生産歩留まりを向上させるとともに、品質向上を図りました。一方、販売面においては、価格変動の激しい合板に代わる建築資材として拡販を推進しました。

(その他事業)

当社グループは、上記事業のほか不動産有効活用事業、環境事業、太陽光発電事業を推進しております。

不動産有効活用事業では、これまでに建設した賃貸マンションやその他の遊休不動産の賃貸で、安定した収益を確保しました。

環境事業では、独自開発した薬剤による飛散防止技術や、遠隔管理システムを用いた粉じん漏えい監視技術により、工事の安全性強化を図りました。

太陽光発電事業では、山口・平生事業所に加え、大阪事業所にも新たに太陽光発電設備を導入し、平成27年10月から発電を開始しました。

事業別の売上高は以下のとおりであります。

区 分	第81期 前連結会計年度 (百万円)	第82期 当連結会計年度 (百万円)	前連結会計年度比 増減率 (%)
住 宅 資 材 事 業	56,927	54,857	△3.6
木 質 ボ ー ド 事 業	6,689	6,726	0.5
そ の 他 事 業	217	215	△0.7
合 計	63,834	61,799	△3.2

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、生産能力の維持向上を図るため、生産拠点の整備や製造ラインの更新を中心とした設備投資を行いました。当連結会計年度における設備投資額は1,973百万円となり、その内訳は、住宅資材事業1,326百万円、木質ボード事業329百万円、その他事業99百万円及び共通部門217百万円であります。

なお、これらの設備投資はすべて自己資金を充当しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の住宅業界におきましては、住宅ストックの余剰や人口・世帯数の減少等を背景に新設住宅着工戸数の減少は避けられないと考えております。住宅資材メーカーである当社グループの事業構造は、新設住宅着工戸数に大きく影響を受けます。

当社グループとしましては、今後の厳しい事業環境を見据え、新築住宅に依存した体質からの脱却を目指し、以下の施策に取り組んでまいります。

①既存市場におけるシェア拡大

多様な顧客層のニーズを取り入れた新製品開発と更なるコスト低減により、既存市場でのシェア拡大を図ってまいります。また、持家や分譲戸建てに加え、賃貸住宅においても製品の拡充と積極的な販売活動を展開してまいります。

②ストック市場への対応

中古住宅・リフォーム市場は、国の政策支援を背景として堅調に推移することが見込まれております。これらの市場に対応するため、省施工製品の開発、特注サイズの生産体制の構築及び短納期化に取り組んでまいります。

③シニアマーケットへの対応

成長市場であるシニアマーケットの需要を取り込むために、「セーフケアプラス」製品群の拡充及び安全性能の向上を図ってまいります。

④非住宅市場の開拓

店舗、医療施設、文教施設などの非住宅市場への参入を推進してまいります。

⑤新規販売チャネルの開拓

新たな販売チャネルとして、ホームセンター、量販店、インターネット・通販系市場などの開拓に注力してまいります。

⑥海外事業の強化

Eidai Vietnam Co., Ltd. におきましては、コスト面の強みを活かしながら、生産効率や品質の更なる向上に取り組むとともに、生産品目の一層の拡大を図ります。さらに、海外事業部傘下の営業課及びジャカルタ駐在員事務所を中心に、今後の成長が期待される ASEAN 諸国の市場開拓、販売体制を構築してまいります。

⑦新規事業への参入

総合企画本部傘下のマーケティング部を中心にマーケティング活動を展開し、M&A などの積極的な投資も視野に入れ、新たな収益の柱となる事業の育成を図ってまいります。

⑧原材料の価格変動への対応

当社の主要原材料であるフローリング用基材は、海外から調達している割合が高いため、現地価格と為替変動の影響を受けます。これらの価格変動要因に対しては、現地における原木の需給動向等の情報収集による長期見通しを策定し機動的に対応するとともに、調達先の拡大や樹種の変更を行ってまいります。さらに、フローリング用基材に為替変動の影響を受けない国産材を活用してまいります。

⑨多様な人材の活用及び組織の活性化

外部環境が急速に変化していく中で事業活動を継続・発展させ、海外市場への展開も図る上では、人材育成とともに多様な人材が活躍できる企業風土の構築が重要であると考えております。多様な能力や価値観を持った人材を幅広く採用し活用することによって、組織の活性化を図るとともに、社内研修体制を強化し社員のスキルアップにも努めてまいります。

以上のような取組により、環境の変化に迅速、機敏に対応すべく、より一層企業体質を強化してまいり所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 79 期 (平成25年 3 月期)	第 80 期 (平成26年 3 月期)	第 81 期 (平成27年 3 月期)	第 82 期 (当連結会計年度) (平成28年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	61,508	65,977	63,834	61,799
経 常 利 益 (百万円)	2,363	4,135	2,492	2,063
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,674	2,566	2,567	1,290
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 金 額 (円)	36.45	55.85	55.89	28.08
総 資 産 (百万円)	63,670	65,909	66,088	66,655
純 資 産 (百万円)	41,176	43,353	45,932	46,235

(注) 第80期からその他事業を新たに区分したことに伴い、第79期の売上高に係る表示方法を変更しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
永大小名浜株式会社	337百万円	100.0%	素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード、内装システム製品の製造・販売
Eidai Vietnam Co., Ltd.	11百万米ドル	100.0%	フローリングの製造

③当事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④その他重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エヌ・アンド・イー株式会社	3,750百万円	30.0%	MD F（中質繊維板）の製造・販売

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業名	主な製品	
住宅資材事業	建材分野	フローリング、階段セット、壁材
	内装システム分野	室内ドア、造作材、クロゼット、シューズボックス その他内装部材
	住設分野	システムキッチン、洗面台、バス
木質ボード事業	パーティクルボード分野	素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード
その他事業	不動産有効活用事業（所有不動産の有効活用） 環境事業（アスベスト処理工事、作業環境測定・分析、処理薬剤販売） 太陽光発電事業	

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

①本社 大阪市住之江区

②営業所

名 称	所 在 地
東北営業部 仙台営業所	仙台市若林区
東京営業部 東京西営業所	東京都立川市
神奈川営業部 横浜営業所	横浜市西区
関東営業部 埼玉営業所	さいたま市北区
中部営業部 名古屋営業所	名古屋市中川区
大阪営業部 大阪営業所	大阪市住之江区
中四国営業部 広島営業所	広島市西区
九州営業部 福岡営業所	福岡市博多区
東京特販営業部	東京都新宿区
大阪特販営業部	大阪市北区
営業開発部	東京都新宿区

③工場

名 称	所 在 地
山口・平生事業所	山口県熊毛郡平生町
敦賀事業所	福井県敦賀市
大阪事業所	大阪府堺市
永大小名浜株式会社	福島県いわき市
Eidai Vietnam Co., Ltd.	ベトナム国ハナム省

(9) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,334 (823) 名	17 (411) 名

(注) 1. 使用人数は就業者数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者は含む）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当連結会計年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 臨時雇用者数が前連結会計年度と比べて411名増加した主な理由は、当社グループにおける派遣社員の増加によるものであります。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
919 (659) 名	21(344) 名	39.83歳	17.41年

(注) 1. 使用人数は就業者数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当事業年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 臨時雇用者数が前事業年度と比べて344名増加した主な理由は、当社における派遣社員の増加によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
(2) 発行済株式の総数 46,783,800株
(3) 株主数 2,913名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
永大産業取引先持株会	3,341千株	7.27%
住友林業株式会社	2,306千株	5.02%
大日本印刷株式会社	2,237千株	4.87%
すてきナイスグループ株式会社	1,960千株	4.27%
永大産業従業員持株会	1,804千株	3.93%
株式会社りそな銀行	1,640千株	3.57%
トーヨーマテリア株式会社	1,550千株	3.37%
双日建材株式会社	1,349千株	2.94%
J Kホールディングス株式会社	1,100千株	2.39%
アイカ工業株式会社	1,028千株	2.24%

（注）持株比率は自己株式（837,307株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役執行役員社長	大 道 正 人	
取締役専務執行役員	熊 沢 衛 司	総務部、人事部担当
取締役常務執行役員	枝 園 統 博	事業本部長
取締役常務執行役員	植 村 正 人	経営企画部長
取締役執行役員	田 部 忠 光	営業本部長
取締役執行役員	石 井 直 樹	事業本部副本部長兼建材事業部長
取締役執行役員	小 島 孝 弘	事業本部内装システム事業部長
取 締 役	玉 生 靖 人	弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士 ローム株式会社 社外監査役
取 締 役	林 光 行	公認会計士・税理士 林光行事務所所長 監査法人彌榮会社社 代表社員 一般財団法人総合福祉研究会 代表理事
常 勤 監 査 役	三 上 恵 司	
常 勤 監 査 役	土 居 幸 男	
監 査 役	今 村 祐 嗣	国立大学法人京都大学名誉教授 公益社団法人日本木材保存協会会長 一般財団法人建築研究協会 理事
監 査 役	櫻 田 典 子	弁護士法人三宅法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役玉生靖人及び取締役林光行の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役今村祐嗣及び監査役櫻田典子の両氏は、社外監査役であります。

(2) 事業年度中に退任した会社役員

氏 名	退 任 日	退任事由	退 任 時 の 地 位
吉 川 康 長	平成27年6月25日	任期満了	取締役相談役
木 村 康 博	平成27年6月25日	任期満了	取締役専務執行役員

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員 (名)	支 給 額 (百 万 円)
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	11 (2)	195 (9)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	4 (2)	41 (7)
合 計	15	236

(注) 取締役及び監査役の報酬の限度額は、平成19年6月28日開催の第73回定時株主総会において取締役については「年額3億6,000万円以内」、監査役については「年額6,000万円以内」と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役玉生靖人氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士及びローム株式会社社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役林光行氏は、公認会計士・税理士林光行事務所所長、監査法人彌榮会計社代表社員及び一般財団法人総合福祉研究会代表理事を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役今村祐嗣氏は、国立大学法人京都大学名誉教授、公益社団法人日本木材保存協会会長及び一般財団法人建築研究協会理事を兼職しております。当社は平成27年度に学術研究助成のため、国立大学法人京都大学へ90万円を寄付しておりますが、その規模は僅少であるため、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。また、当社は公益社団法人日本木材保存協会の賛助会員であります。なお、一般財団法人建築研究協会と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役櫻田典子氏は、弁護士法人三宅法律事務所弁護士を兼職しております。なお、当社は同法律事務所との間で顧問契約を締結しております。

②当事業年度における主な活動状況

- ・取締役玉生靖人氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。さらに同氏は、役員候補の指名及び役員報酬の決定に係る審議機関として平成27年11月に設置した

「人事協議会」に参画し、当該審議事項の透明性確保に寄与しています。また、当社は平成26年6月に同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

- ・取締役林光行氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識と実務経験をもとに意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに同氏は、役員候補の指名及び役員報酬の決定に係る審議機関として平成27年11月に設置した「人事協議会」に参画し、当該審議事項の透明性確保に寄与しています。また、当社は平成26年6月に同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
- ・監査役今村祐嗣氏は、当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、主に木質科学の専門的見地から議案審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当社は平成22年3月に同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
- ・監査役櫻田典子氏は、当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議・意思決定の適法性を確保するための発言を適宜行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が、適切であるかどうかについて必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

3. Eidai Vietnam Co., Ltd. は、当社の会計監査人と同じKPMGのメンバーファームの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第21条第2項第3号に基づく手続業務に対し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

当社は、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」を決議しております。なお、本件決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

①当社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社の全ての取締役及び従業員は、社会規範、倫理、法令などの厳守により、公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。この実践のため、「永大産業企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役は率先垂範して会社全体の企業倫理の遵守及び浸透を図る。
- ロ. 「コンプライアンス委員会規程」に基づき、社長を委員長とし、顧問弁護士を委員に含むコンプライアンス委員会を設置し、年2回の委員会で、推進方針の策定と発生した問題に対する検証及び再発防止策を協議する。
- ハ. 総務部法務コンプライアンス室が全社におけるコンプライアンスの推進・統括を担い、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ニ. 各部門にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス活動の具体的対策並びにコンプライアンス教育を実施する。法務コンプライアンス室はこれらの活動状況を確認し、コンプライアンス委員会に報告を行う。
- ホ. 内部監査室は法務コンプライアンス室と連携して、各部門の業務活動が適正に遂行されているかを監査し、不適切な事項を発見した場合には、改善の勧告・指導を行うとともに法務コンプライアンス室へ報告する。
- ヘ. 「内部通報者保護規程」に基づき、内部通報の窓口を法務コンプライアンス室と社外の顧問弁護士事務所を設置し、通報した人が不利益な処遇を受けないよう適切な運用を行う。

②当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録、稟議書等）は文書（電磁的記録を含む）によって保存する。
- ロ. その取扱いについては「文書取扱規程」に基づき、適切に保存及び管理を行い、必要に応じて常時閲覧可能な状態にする。

- ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「経営危機管理規程」に基づき、当社及び子会社（以下、当社グループという）のあらゆるリスクに備えた損失の未然防止と、事故発生時の被害を極小化するために適切な対応を図る。
 - ロ. 事故発生時には、原則として総務担当役員を本部長とする対策本部を設置し、当社グループでの連携を図りながら顧問弁護士や専門家の意見を参考に損害の拡大を防止する。
- ④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は毎月1回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会に重要事項を付議する。付議すべき重要事項については「取締役会規則」、「決裁権限基準」に規定する。子会社においても「決裁権限基準」を定め、重要事項については取締役会に付議する。
 - ロ. 当社グループの経営方針及び経営戦略にかかわる重要事項については、毎月1回の経営会議にて議論を行い、その審議を経て取締役会にて執行決議を行う。その他、経営陣の意思疎通と情報共有の円滑化のために執行役員会議等を開催し、迅速かつ的確な判断を下せる体制を整える。
 - ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については「組織職制規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを執行する。
- ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社は「関係会社管理規程」に基づいて当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
 - ロ. 当社の取締役を各関係会社の担当に任命する。当該取締役は常に担当する関係会社の経営状態を掌握し、必要な場合には重要事案に参画し助言・協力を行う。
 - ハ. 当該取締役は、担当する関係会社から月次決算書を始め経営上の重要な資料・情報を提出させ、社長及び関係役員に状況を報告する。
 - ニ. 当社の役員が子会社の監査役を兼務する。また、「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査室が定期的子会社の内部監査を実施する。
- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性の確保に関する体制
- イ. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、専任の監査役補助者を配置する。
 - ロ. 当該従業員の任命、異動については監査役の意見を十分考慮したうえで決定する。
 - ハ. 補助期間内における当該従業員への指示・命令・評価は監査役が行うものとする。

- ⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役及び従業員は、法定事項のほか、当社グループに重大な影響を及ぼす事項や、取締役の職務執行に関する不正行為や法令・定款違反行為が発生した事実もしくは発生する可能性がある場合には、監査役に都度報告する体制を構築する。
 - ロ. 監査役は、必要に応じていつでも、当社グループの取締役及び従業員に対して上記内容の報告を求めることができる。
 - ハ. 内部通報制度によって法務コンプライアンス室に通報された事項のうち、必要な事項については、総務部長から監査役に報告を行う。
 - ニ. 報告または通報した者が当該行為によっていかなる不利な取扱いも受けないよう、厳正な運用を図る。
- ⑧監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、各部門の往査報告書を関係取締役及び社長に提出し監査結果の報告を行う。また、監査役は定期的に社長と監査内容について話し合い、意見交換を実施する。
 - ロ. 社内の重要稟議書は決裁後全て監査役に回付され、問題点があれば関係者に指摘がなされ、監査役意見が実効する仕組みとする。また、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に報告を求めることができる。
 - ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と、それぞれ期初に監査方針、監査計画等を打ち合わせるほか、定期的な会合等によって緊密な連携を図り、監査の実効性を高めることとする。
 - ニ. 「内部監査規程」により、内部監査室は年間スケジュールに沿って各部門の業務内容を監査し、監査結果は必要に応じて監査役に報告する。
- ⑨監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
- 監査役がその職務の執行をするために必要な費用または債務は、監査役からの請求に基づき、当社が速やかに支出する。
- ⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- イ. 当社グループは反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供を絶対に行わないことを基本とし、排除に向けては、組織的な対応、外部専門機関との連携及び有事における法的対応を基本原則とする。
 - ロ. この体制を構築するため、統括部門である総務部が「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき、組織体制を始めとした取組みの具体的内容について、全ての従業員に周知徹底を図っていくものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の決議内容に基づき、当該体制を整備・運用しています。当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス

- ・総務部法務コンプライアンス室では、全社員に対する研修を計画的に実施し、法令遵守意識の維持・向上を図っております。
- ・社内外に設置した内部通報窓口では、実際の通報に対して適切に対応し、通報内容と対応結果をコンプライアンス委員会及び監査役へ報告しました。また、「内部通報者保護規程」に基づき、当該通報者が不利益な処遇を受けないよう対処しました。

②リスク管理

- ・本社及び各生産拠点では、防災・消防訓練を実施したほか、大阪湾岸エリアの拠点では、津波を想定した避難訓練も実施し、緊急時の対応体制の確認を行いました。
- ・反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力排除マニュアル」に則った運用を厳格に実施しました。また、各拠点においては、不当要求防止責任者の選任・届出によって、所管警察署との連携強化を図っております。

③取締役の職務執行体制

- ・毎月、経営会議において当社グループの経営方針及び経営戦略について議論し、その審議を経て取締役会にて重要事項の執行決議を行うとともに、執行役員会議によって当該決議内容の業務執行状況を確認しました。
- ・当社役員が子会社の役員を兼任し、意思決定に参画するとともに、経営上の重要な資料・情報を社長及び関係役員へ提出し内容を報告しました。

④監査役による監査体制

- ・監査役は、各部門の往査報告書を作成し、社長及び関係取締役等に監査結果を報告しました。また、社長と定期的に会合し、監査内容その他について意見交換を行いました。
- ・監査役会は、業務の適正を確保するための体制を適切に運用させるため、「監査役会規則」、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査実施基準」を改定し、関係法令と監査基準の整合性を図りました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は平成20年5月26日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。さらに同取締役会にて当社株式の大規模買付行為に関する対応策の内容を決定し、同年6月27日開催の当社定時株主総会における第2号議案、第6号議案を通じて承認されました。

その後、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会における第3号議案及び平成26年6月26日開催の当社定時株主総会における第5号議案の承認可決を経て更新されております。その概要は以下のとおりであります。

なお、詳細につきましては、当社ホームページに記載の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。

(参考URL <http://www.eidai.com/profile/data/20140519160001.pdf>)

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも想定されます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための具体的取組

① 当社グループの財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組

当社グループは、当社グループの企業価値ひいては株主価値の向上のために次のような取組を行っております。当社グループは、住宅用建材の素材から製品に至るまでの幅広い事業を展開し、快適な住環境作りに貢献できる製品を提供しています。また、経営の基本理念に「木を活かし、よりよい暮らしを」を掲げ、地球、社会、人との共生を通じて、豊かで持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けることを目指しております。

当社グループの得意とする木質加工技術、ステンレス加工技術を最大限に活かしながら、顧客ニーズや市場動向にマッチした製品の開発に取り組んでおります。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が経営の重要課題であると認識し、公正性・透明性の高い意思決定と迅速で適切な経営判断により、継続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

現プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をされるのに必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために、当該大規模買付行為を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とするものです。

現プランにおいては、以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

- (i)当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け
- (ii)当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(3)上記の取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

- ①企業価値向上のための取組は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上させるための具体的方策として策定されております。
- ②現プランは、下記の点において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。
 - イ. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること
 - ロ. 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること
 - ハ. 株主意思を重視するものであること
 - ニ. 独立性の高い社外者(独立委員会)の判断の重視と情報開示
 - ホ. 合理的な客観的発動要件の設定
 - ヘ. デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	47,170	流動負債	17,525
現金及び預金	9,494	買掛金	11,761
受取手形及び売掛金	19,402	電子記録債務	160
電子記録債権	2,437	未払金	3,767
有価証券	3,998	未払費用	595
製品	4,126	未払法人税等	360
仕掛品	2,077	未払消費税等	302
原材料及び貯蔵品	3,773	賞与引当金	527
繰延税金資産	453	その他	49
未収入金	1,234		
その他	173		
貸倒引当金	△2		
固定資産	19,485	固定負債	2,894
有形固定資産	11,482	繰延税金負債	366
建物及び構築物	4,705	退職給付に係る負債	2,098
機械装置及び運搬具	2,710	環境対策引当金	42
土地	3,481	負ののれん	280
建設仮勘定	379	長期預り保証金	92
その他	204	その他	13
無形固定資産	407	負債合計	20,420
投資その他の資産	7,595	(純資産の部)	
投資有価証券	6,364	株主資本	44,782
出資金	6	資本金	3,285
長期前払費用	521	資本剰余金	1,370
繰延税金資産	112	利益剰余金	40,285
その他	609	自己株式	△158
貸倒引当金	△19	その他の包括利益累計額	1,452
		その他有価証券評価差額金	1,267
		為替換算調整勘定	443
		退職給付に係る調整累計額	△257
		純資産合計	46,235
資産合計	66,655	負債純資産合計	66,655

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		61,799
売上原価	45,782	
売上総利益		16,016
販売費及び一般管理費	13,998	
営業利益		2,017
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	106	
仕入割引	30	
負債のれん償却額	29	
持分法による投資利益	23	
雑収入	96	313
営業外費用		
売上割引	141	
為替差損	32	
雑損失	94	268
経常利益		2,063
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	23	
固定資産除却損	55	78
税金等調整前当期純利益		1,985
法人税、住民税及び事業税	392	
法人税等調整額	302	695
当期純利益		1,290
親会社株主に帰属する当期純利益		1,290

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計
当連結会計年度期首残高	3,285	1,370	39,638	△157	44,136
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△643		△643
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,290		1,290
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	647	△0	646
当連結会計年度末残高	3,285	1,370	40,285	△158	44,782
	その他の包括利益累計額				純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	1,559	430	△194	1,796	45,932
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△643
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,290
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	△291	12	△63	△343	△343
当連結会計年度中の変動額合計	△291	12	△63	△343	303
当連結会計年度末残高	1,267	443	△257	1,452	46,235

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 永大小名浜株式会社
Eidai Vietnam Co.,Ltd.

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 永大スタッフサービス株式会社
永大テクノサポート株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 1社
- ・ 会社の名称 エヌ・アンド・イー株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・ 会社の名称 永大スタッフサービス株式会社
永大テクノサポート株式会社
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Eidai Vietnam Co.,Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ロ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ハ. その他有価証券
- ・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ニ. デリバティブ 時価法
- ホ. たな卸資産
- ・製品、仕掛品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・原材料 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ハ. リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ニ. 長期前払費用 均等償却しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB処理費用等の支出に備えるため、今後発生することとなる支出見込額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建仕入債務
- ハ. ヘッジ方針 為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ニ. ヘッジ有効性の評価方法 為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。
- ⑤ のれんの償却に関する事項
平成22年4月1日に行われた企業結合により発生した負ののれんは、その効果の発現する期間にわたって均等に償却することとしております。ただし、金額が僅少な場合は、発生年度で一括償却しております。
- ⑥ 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑦ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(たな卸資産の評価方法の変更)

製品及び仕掛品の評価方法は、従来、主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっておりましたが、当連結会計年度より主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この評価方法の変更は、新しい基幹業務システムの導入を契機に、たな卸資産の評価及び期間損益計算をより迅速かつ適正に行うことを目的としたものであります。

なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

38,357百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	46,783千株	一千株	一千株	46,783千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(i) 平成27年6月25日開催の第81回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 298百万円
- ・ 1株当たり配当額 6.5円
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月26日

(ii) 平成27年11月24日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 344百万円
- ・ 1株当たり配当額 7.5円
- ・ 基準日 平成27年9月30日
- ・ 効力発生日 平成27年12月11日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月28日開催予定の第82回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	344百万円
・ 1株当たり配当額	7.5円
・ 基準日	平成28年3月31日
・ 効力発生日	平成28年6月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等の必要な資金の大部分を自己資金にて充当しており、一時的な余裕資金は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券並びに業務上の関係を有する企業の株式、その他有価証券であり、市場価格を有するものは、その変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、債務の一部に対し相場に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について、各営業部門及び営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、社債及びコマーシャルペーパーを中心として、有価証券運用管理規程に従い運用しております。

デリバティブ取引については、実需の営業債務に係る先物為替予約取引に限定しているため、信用リスクはないものと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた運用ガイドラインに従い、担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。なお、連結子会社にデリバティブ取引はありません。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

連結子会社においても同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	9,494	9,494	—
(2) 受取手形及び売掛金	19,402	19,402	—
(3) 電子記録債権	2,437	2,437	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	9,708	9,747	39
資産計	41,043	41,083	39
(1) 買掛金	11,761	11,761	—
(2) 電子記録債務	160	160	—
(3) 未払金	3,767	3,767	—
負債計	15,689	15,689	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、社債は取引先金融機関等から提示された価格によっております。また、金銭信託及びコマーシャルペーパーは短期間で償還されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	655

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,494	—	—	—
受取手形及び売掛金	19,402	—	—	—
電子記録債権	2,437	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	2,000	—
(3) その他	2,999	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券(社債)	—	—	—	—
(2) その他	1,000	—	—	—
合計	35,334	—	2,000	—

6. 賃貸等不動産に関する注記

金額的な重要性に乏しいため記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,006円29銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 28円08銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は6百万円減少し、法人税等調整額が29百万円、その他有価証券評価差額金が26百万円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が3百万円減少しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	43,454	流 動 負 債	16,564
現 金 及 び 預 金	7,499	買 掛 金	11,403
受 取 手 形	3,922	未 払 金	3,661
電 子 記 録 債 権	1,959	未 払 費 用	513
売 掛 金	15,043	未 払 法 人 税 等	215
有 価 証 券	3,998	未 払 消 費 税 等	245
製 品	4,026	預 り 金	43
仕 掛 品	1,719	賞 与 引 当 金	478
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,922	そ の 他	2
前 払 費 用	146		
繰 延 税 金 資 産	422		
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	405		
未 収 入 金	1,375		
そ の 他	14		
貸 倒 引 当 金	△2		
固 定 資 産	17,818	固 定 負 債	1,984
有 形 固 定 資 産	8,786	繰 延 税 金 負 債	438
建 物	3,322	退 職 給 付 引 当 金	1,400
構 築 物	337	環 境 対 策 引 当 金	42
機 械 及 び 装 置	1,603	長 期 預 り 保 証 金	92
車 両 運 搬 具	22	長 期 未 払 金	10
工 具、器 具 及 び 備 品	177		
土 地	2,966		
建 設 仮 勘 定	356		
無 形 固 定 資 産	389	負 債 合 計	18,548
借 地 権	15	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	367	株 主 資 本	41,457
そ の 他	5	資 本 金	3,285
投 資 其 他 の 資 産	8,642	資 本 剰 余 金	1,357
投 資 有 価 証 券	5,834	資 本 準 備 金	1,357
関 係 会 社 株 式	985	利 益 剰 余 金	36,972
出 資	6	利 益 準 備 金	256
関 係 会 社 出 資 金	873	そ の 他 利 益 剰 余 金	36,715
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	135	別 途 積 立 金	31,400
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	67	特 別 償 却 準 備 金	70
長 期 前 払 費 用	224	繰 越 利 益 剰 余 金	5,245
そ の 他	535	自 己 株 式	△158
貸 倒 引 当 金	△19	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,267
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,267
資 産 合 計	61,273	純 資 産 合 計	42,724
		負 債 純 資 産 合 計	61,273

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
 (至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		59,446
売上原価	44,735	
売上総利益		14,710
販売費及び一般管理費	13,419	
営業利益		1,291
営業外収益		
受取利息	40	
受取配当金	106	
受取賃貸料	9	
仕入割引	29	
雑収入	82	268
営業外費用		
売上割引	132	
為替差損	69	
雑損失	94	296
経常利益		1,264
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	23	
固定資産除却損	54	77
税引前当期純利益		1,187
法人税、住民税及び事業税	183	
法人税等調整額	295	478
当期純利益		708

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,285	1,357	256	31,400	82	5,167	36,906
当期変動額							
剰余金の配当						△643	△643
当期純利益						708	708
特別償却準備金の取崩					△12	12	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	△12	77	65
当期末残高	3,285	1,357	256	31,400	70	5,245	36,972

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△157	41,392	1,559	42,951
当期変動額				
剰余金の配当		△643		△643
当期純利益		708		708
特別償却準備金の取崩				
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△291	△291
当期変動額合計	△0	65	△291	△226
当期末残高	△158	41,457	1,267	42,724

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品、仕掛品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ③ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く） 定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法によっております。
- ② 無形固定資産
（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用 均等償却しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB処理費用等の支出に備えるため、今後発生することとなる支出見込額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建仕入債務

③ ヘッジ方針

為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。

- (7) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(たな卸資産の評価方法の変更)

製品及び仕掛品の評価方法は、従来、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっておりましたが、当事業年度より主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この評価方法の変更は、新しい基幹業務システムの導入を契機に、たな卸資産の評価及び期間損益計算をより迅速かつ適正に行うことを目的としたものであります。

なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 33,351百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| 短期金銭債権 | 134百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,977百万円 |
| (3) 取締役及び監査役に対する金銭債務 | |
| 長期金銭債務 | 10百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	0百万円
材料有償支給高	1,204百万円
営業費用	11,810百万円
営業取引以外の取引高	14百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	837千株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
繰越欠損金	202百万円
賞与引当金	147百万円
たな卸資産評価損	14百万円
未払事業税	24百万円
賞与引当金の法定福利費	21百万円
その他	12百万円
計	<u>422百万円</u>
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	83百万円
減損損失	1百万円
その他	4百万円
繰延税金負債（固定）との相殺	<u>△90百万円</u>
計	－百万円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	497百万円
特別償却準備金	31百万円
繰延税金資産（固定）との相殺	<u>△90百万円</u>
計	<u>438百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>15百万円</u>
一時差異等のうち税効果を適用しなかったもの	
関係会社株式評価損	344百万円
退職給付引当金	344百万円
投資有価証券評価損	155百万円
その他	112百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	33.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.4%
一時差異のうち税効果を適用しなかったもの	1.5%
住民税の均等割額	3.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%
その他	1.3%
計	<hr/> 40.3%

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は4百万円減少し、法人税等調整額が22百万円、その他有価証券評価差額金が26百万円、それぞれ増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 929円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 15円43銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井 一 男[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉形 圭 右[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、永大産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井 一 男[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉形 圭 右[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、永大産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、各事業所及び各営業部において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 28 年 5 月 13 日

永大産業株式会社 監査役会

常勤監査役 三 上 恵 司 印

常勤監査役 土 居 幸 男 印

社外監査役 今 村 祐 嗣 印

社外監査役 櫻 田 典 子 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つと認識しており、安定的な配当の維持継続を念頭に置きながら、財務状況及び連結業績等を勘案して、適切な配当金額を決定しております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案し、以下のとおりといたしたく存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社株式1株につき金7円50銭 総額は344,598,698円

なお、中間配当金として1株につき金7円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金15円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>【社内】 【再任】 だい どう まさ ひと 大 道 正 人 (昭和26年4月5日生)</p>	<p>昭和49年4月 当社入社 平成14年6月 当社事業本部建材事業部長 平成15年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長 平成16年6月 当社取締役事業本部建材事業部長 平成19年6月 当社取締役執行役員事業本部建材事業部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員事業本部建材事業部長 平成21年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長 平成23年4月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長 平成24年6月 当社代表取締役執行役員社長 平成27年4月 当社代表取締役執行役員社長兼事業本部長 平成27年10月 当社代表取締役執行役員社長（現任）</p>	79,000株
	<p>〔取締役候補者とした理由〕 営業部門と建材事業分野で業務や経営に携わった経歴が長く、製販両面での高い知見と豊富な経験、実績を有しています。また、経営全般に関する広い見識と人格を備えています。 平成24年から、代表取締役執行役員社長として当社グループを統括し、ガバナンスの強化と事業成長に向けて、強いリーダーシップを発揮してきました。 これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>【社内】 【再任】 くまざわ えいし 熊 沢 衛 司 (昭和28年6月26日生)</p>	<p>昭和51年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行) 入行 平成15年6月 同行堂島支店長 平成16年10月 当社総務部長兼法務コンプライアンス室長 平成18年6月 当社執行役員総務部長兼法務コンプライアンス室長 平成19年6月 当社取締役執行役員総務部長兼法務コンプライアンス室長 平成21年7月 当社取締役執行役員総務部長 平成22年4月 当社取締役執行役員総務部長兼人事部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員総務部長兼人事部長 平成27年6月 当社取締役専務執行役員総務部長兼人事部長 平成27年10月 当社取締役専務執行役員 総務部、人事部担当 (現任)</p>	77,000株
<p>[取締役候補者とした理由] 主に総務、法務部門や人事部門での業務や経営に携わり、内部管理体制全般について高い知見と豊富な経験、実績を有しています。 当社グループ全体のガバナンスやコンプライアンス体制の構築、人事諸制度の改革による人材の育成と活用をリードしてきました。 これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 (生年月日) 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	<p>【社内】 【再任】 し えん のぶ ひろ 枝 園 統 博 (昭和37年3月1日生)</p>	<p>昭和59年3月 当社入社 平成16年4月 当社営業本部東京特販営業部長 平成21年4月 当社事業本部建材事業部長兼資材部長 平成22年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長 平成23年4月 当社上席執行役員事業本部建材事業部長 平成23年6月 当社取締役上席執行役員事業本部建材事業部長 平成24年4月 当社取締役上席執行役員営業本部副本部長 平成24年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成27年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長 平成28年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長（現任）</p>	25,000株
<p>[取締役候補者とした理由] 営業部門と建材事業分野での業務や経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験、実績を有しています。 平成27年10月に事業本部長、平成28年4月に総合企画本部長に就任して当社グループの総合的な経営企画を担い、事業成長と企業価値向上に努めています。 これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	<p>【社内】 【再任】 うえむらまさ と 植村正人 (昭和31年11月12日生)</p>	<p>昭和54年4月 ㈱大和銀行（現㈱りそな銀行） 入行 平成16年10月 同行東久留米支店長 平成19年10月 当社経営企画部長 平成22年6月 当社執行役員経営企画部長兼法務コンプライア ンス室長 平成22年10月 当社執行役員経営企画部長 平成23年4月 当社上席執行役員経営企画部長 平成23年6月 当社取締役上席執行役員経営企画部長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部長 平成28年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部副担当 (現任)</p>	55,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>主に経営企画、I R、経理・財務部門での業務と経営に携わり、会社の経営計画や財務戦略、広報活動等について高い知見と豊富な経験、実績を有しています。 特に、当社グループの中長期の経営計画、経営戦略の立案や海外事業の新規展開をリードするとともに、CSR活動やI R活動の推進によって企業価値向上に努めています。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	【社内】 【再任】 た べ た だ み つ 田 部 忠 光 (昭和39年4月25日生)	昭和62年3月 当社入社 平成21年4月 当社事業本部内装システム事業部長 平成25年6月 当社執行役員事業本部内装システム事業部長 平成26年6月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長 平成27年10月 当社取締役執行役員営業本部長(現任)	10,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 営業部門と内装システム事業分野での業務と経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験、実績を有しています。 特に高齢化社会の到来を見据えた新製品開発等で当社の成長戦略をリードしました。 平成27年10月に営業本部長に就任後は、販売部門を統括して事業拡大に努めています。 これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。		
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	【社内】 【再任】 い し い なお き 石 井 直 樹 (昭和39年9月13日生)	昭和62年3月 当社入社 平成21年4月 当社営業本部東京特販営業部長 平成24年4月 当社事業本部建材事業部長 平成25年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長 平成26年6月 当社取締役執行役員事業本部建材事業部長 平成27年10月 当社取締役執行役員事業本部副本部長兼建材事業部長 平成28年4月 当社取締役執行役員事業本部長(現任)	8,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 営業部門と建材事業分野での業務と経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験、実績を有しています。 特に、生産体制の再構築によるコストダウンや新製品開発をリードしてきました。 平成28年4月に事業本部長に就任後は、当社グループの製造部門を統括した事業成長の推進に努めています。 これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	【社内】 【再任】 <small>こじま たか ひろ</small> 小島孝弘 (昭和41年1月25日生)	昭和63年3月 当社入社 平成21年7月 当社営業本部東京営業部長 平成25年4月 当社営業本部副本部長兼東京営業部長 平成25年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼東京営業部長 平成26年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長 平成27年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長 平成27年10月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長(現任)	13,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>入社以来営業部門での経験と実績を積み重ね、顧客ニーズに適応した販売戦略によって事業拡大を牽引してきました。</p> <p>平成27年10月から内装システム事業分野での経営に携わり、豊富な営業経験から得た顧客ニーズや情報等を活かした新製品開発を推進しています。</p> <p>これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者としました。</p>			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	【社外】 【再任】 <small>たま き やすひと</small> 玉生靖人 (昭和13年10月4日生)	昭和39年4月 弁護士登録 昭和39年4月 御堂筋法律事務所(昭和46年仁藤・菅生・米原法律事務所を改称) パートナー 平成13年6月 ローム株式会社社外監査役(現任) 平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 社員 平成26年6月 当社社外取締役(現任)	0株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>法曹界における豊富な経験と深い専門知識をもとに、取締役会において積極的に発言し、当社業務執行の監督の役割を適切に果たしています。</p> <p>また、昨年発足した役員・報酬に係る諮問機関である人事協議会のメンバーを務め、決定手続きの透明性と客観性を高めています。</p> <p>今後も独立した立場から、当社のガバナンス強化への貢献が期待されるため、社外取締役候補者としました。</p>			

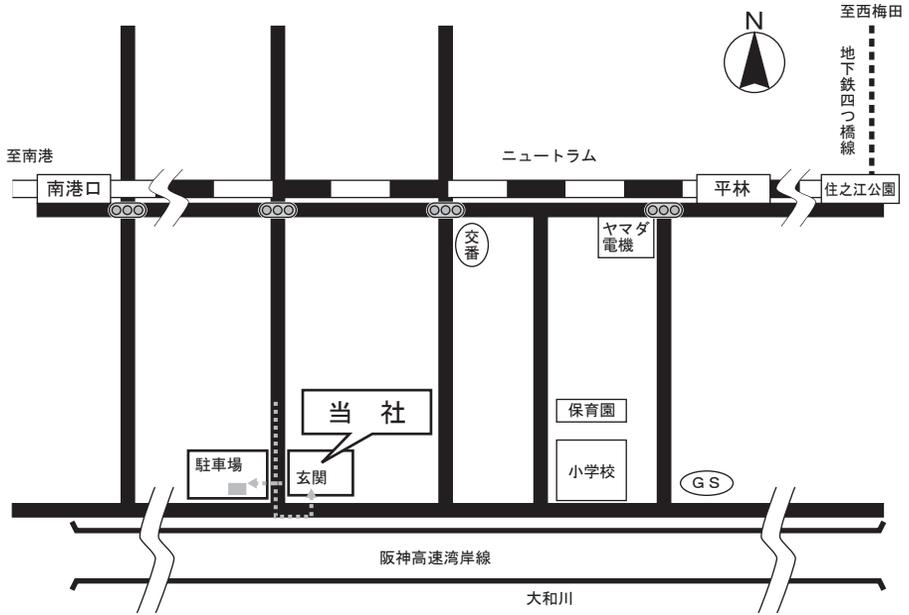
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	【社外】 【再任】 <small>はやし</small> 林 <small>みつ</small> 光 <small>ゆき</small> 行 (昭和23年6月28日生)	昭和48年11月 監査法人榮光会計事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和53年8月 公認会計士・税理士 林光行事務所 所長（現任） 平成12年1月 大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所 民事調停委員就任（現任） 平成21年10月 京都地方裁判所 専門委員就任（現任） 平成23年1月 監査法人彌榮会計社設立 代表社員（現任） 平成26年6月 当社社外取締役（現任） 平成27年10月 一般財団法人総合福祉研究会 代表理事（現任）	0株
<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、取締役会において積極的に発言し、当社業務執行の監督の役割を適切に果たしています。</p> <p>また、昨年発足した役員 の指名・報酬に係る諮問機関である人事協議会のメンバーを務め、決定手続きの透明性と客観性を高めています。</p> <p>今後も独立した立場から、当社のガバナンス強化への貢献が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 玉生靖人氏及び林光行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 玉生靖人氏及び林光行氏は、現在、当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、在任期間は、両氏とも2年となります。
4. 玉生靖人氏及び林光行氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、各氏の社外取締役候補者とした理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、玉生靖人氏及び林光行氏との間で会社法第423条第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項に基づき、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、玉生靖人氏及び林光行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

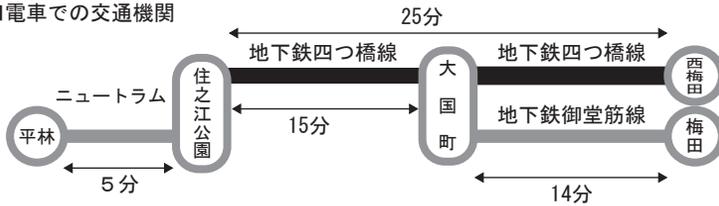
以上

株主総会会場ご案内図

場所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル



■ 電車での交通機関



平林駅より徒歩15分